所得税の確定申告と市県民税の申告は3月15日(火)まで

前年1月1日から12月31日までの一年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

所得税確定申告が必要な方

▼事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方

▼給与所得者で次のいずれかに該当する方

○給与の収入金額が2千万円を超える方

○給与の支払を1か所から受けていて、給与所得以外の所得が20万円を超える方

○給与の支払を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得が20万円を超える方

▼確定申告で還付を受けたい方

○医療費控除や住宅借入金等特別控除及び雑損控除など各種控除を受ける方

○公的年金に係る雑所得のみで源泉徴収された税金が納め過ぎの方　など

▼関東・東北豪雨災害の被害により雑損控除をする方

関東・東北豪雨災害の被害により、ご自身やご自身と生計を一にする一定の親族が所有する住宅や家財・車両などに損害を受けた方は、確定申告をすることで所得税等の全部または一部を軽減される場合があります。事前に栃木税務署に問い合わせください。

市県民税申告が必要な方

▼平成28年1月1日に市内在住する次の方

○確定申告の必要はないが、前年中何らかの所得があった方

○給与所得者（パート・アルバイト含む）で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方

▼収入、所得がない方で次の方

○扶養者の勤務先や官公庁への証明書等の提出が必要となる方

○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料で軽減等の算定が必要な方

○その他、サービス給付のために所得の把握が必要となる方

※年末調整をした給与所得だけの方は、申告不要です。

※所得税の確定申告をした方は、市県民税の申告の必要はありません。

▼公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以降は、公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下でありかつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などで控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、公的年金等の収入金額が4百万円以下でもその他の所得がある場合や、医療費控除等の控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要です。

所得税の確定申告

◆会場

栃木商工会議所（片柳町2丁目）

○開設期間

2月16日（火）～3月15日（火）　※土・日を除く

○受付時間

9時～16時

※期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行っていません。

◆問合先

栃木税務署　☎(22)0885（自動音声案内）

◆確定申告には、パソコンが利用できます

期間中いつでも、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを印刷し、そのまま提出できます（郵送可）。また、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により、自宅から申告や納税が可能です。なお、利用には事前に手続きが必要です。

国税庁ホームページ〈http://www.nta.go.jp/〉

市県民税の申告

◆日時および場所

左の日程表の通り行います。会場および日時を確認のうえ、申告にお越しください。

・混雑緩和のため、なるべく指定の受付日にご来場ください。都合が悪い方は他の日程および他の庁舎・会場でも受付します。

◆申告についてのお願い

○期間中、市役所本庁窓口および各総合支所の税務課窓口では申告の受付を行いません。各申告会場で申告してください。

○医療費控除の金額や事業収支等は事前に集計してからお越しください。

○混雑が予想されますので、車での来場はなるべく控えてください。

○次の確定申告は市県民税会場では受付できない場合があります。事前に確認ください。

・初年度の住宅借入金等特別控除

・土地や建物・株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得

・準確定申告

※青色申告、国外扶養をする方の申告は受付できません。

◆申告に必要なもの

○売上、収入、経費などがわかる収支内訳書等

○給与収入、年金収入のある方は源泉徴収票（コピー不可）

○社会保険料（国民年金・国民健康保険税等）の領収書等

○生命保険料・地震保険料等の控除証明書

○障がい者控除を受ける場合は、状況を証明する手帳もしくは証明書

○医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書、補てんされた金額のわかるもの

○その他、収入確認、控除に必要となるもの

○還付申告の場合

通帳または口座のわかるもの

○印鑑（朱肉を使用するもの）

◆問合先

本　市民税課　☎(21)2265

大　税務課　☎(43)9208

藤　税務課　☎(62)0902

都　税務課　☎(29)1101

西　地域まちづくり課　☎(92)0304

岩　税務課　☎(55)7757

市県民税申告相談受付日程表

地域	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時
栃木地域	2月16日（火）	国府公民館	惣社、寄居、柳原、大光寺、田村	国府、大塚
	2月17日（水）			
	2月18日（木）	大宮公民館	大宮	
	2月19日（金）		平柳2・3、今泉、仲仕上、藤田	久保田、宮田、高谷、樋ノ口
	2月22日（月）	寺尾公民館	尻内、梅沢、出流	
	2月23日（火）		大久保、鍋山、星野	
	2月24日（水）	吹上公民館	吹上、木野地、野中、宮、大森	仲方
	2月25日（木）		細堀、川原田、千塚、梓	
	2月26日（金）	皆川公民館	皆川城内、岩出、泉川	
	2月29日（月）		柏倉、小野口、志鳥、大皆川、新井	
	3月1日（火）	市役所本庁舎3階正庁	万、倭、旭、室	泉、昭和
	3月2日（水）		城内1、河合	神田、本
	3月3日（木）		城内2	
	3月4日（金）		日ノ出、湊	富士見、祝、小平
	3月7日（月）		沼和田	沼和田、境
	3月8日（火）		片柳1	片柳2・3
	3月9日（水）		片柳4・5	平井
	3月10日（木）		薗部1	薗部2・3
	3月11日（金）		薗部4、入舟、柳橋	錦、嘉右衛門
	3月14日（月）		箱森	
	3月15日（火）		大	平柳1
大平地域	2月16日（火）	大平公民館1階視聴覚室	新（3）	
	2月17日（水）		新（4）	
	2月18日（木）		新（2）	
	2月19日（金）		新（1）、榎本（荒）	
	2月22日（月）		西水代（上1・瓜畑）	
	2月23日（火）		西水代（上3・下）	
	2月24日（水）		榎本（旭）伯仲（北・南・西）	
	2月25日（木）		西野田（2）、西水代（上2）	
	2月26日（金）		西野田（1）、榎本（上・下）	
	2月29日（月）		富田（1・3・6・8）	
	3月1日（火）		富田（2・7）	
	3月2日（水）		富田（4・5）	
	3月3日（木）		富田日立、中央町（全）	
	3月4日（金）		下皆川（1・2）	
	3月7日（月）		西山田（1・2・3）	
	3月8日（火）		真弓（西・中・南）	
	3月9日（水）		土与、真弓（東）	
	3月10日（木）		川連、蔵井	
	3月11日（金）		横堀、牛久、上牛久	
	3月14日（月）		下高島、上高島、北武井	
	3月15日（火）		大平地域全域	
藤岡地域	2月16日（火）	藤岡公民館2階大会議室	藤岡地域全域	
	2月17日（水）		部屋	
	2月18日（木）		新波	
	2月19日（金）		石川、帯刀、緑川	
	2月22日（月）		蛭沼	
	2月23日（火）		西前原、富吉、中根	
	2月24日（水）		赤麻（1区・3区）	
	2月25日（木）		赤麻（2区・4区）	
	2月26日（金）		大前（5区・7区）	
	2月29日（月）		大前（6区）	
	3月1日（火）		甲	
	3月2日（水）		甲	都賀
	3月3日（木）		都賀	
	3月4日（金）		大田和、太田	
	3月7日（月）		荒立、荒立北	通山合、堤外
	3月8日（火）		向山、山合	底谷
	3月9日（水）		上町、東原	内町、下町
	3月10日（木）		仲町、新町	鹿島
	3月11日（金）		羽黒	城南、筌場
	3月14日（月）		城山、南山	高間、向高間
	3月15日（火）		小出山	原、篠山、下宮
都賀地域	2月16日（火）	都賀総合支所別館大会議室	都賀地域全域	
	2月17日（水）		下新田、宿	
	2月18日（木）		新名地、本郷、中妻中の内	
	2月19日（金）		中新田	
	2月22日（月）		橋本	
	2月23日（火）		上新田、中荒井	
	2月24日（水）		鷲宮、桜本	
	2月25日（木）		合戦場（1～250番地）	
	2月26日（金）		合戦場（251～650番地）	
	2月29日（月）		合戦場（651番地～）	
	3月1日（火）		平川（1～400番地）	
	3月2日（水）		平川（401番地～）	
	3月3日（木）		升塚	
	3月4日（金）		原宿、桜内、臼久保	
	3月7日（月）		木の東	
	3月8日（火）		木の西、木の北	
	3月9日（水）		大橋、深沢	
	3月10日（木）		富張	
	3月11日（金）		南嶺、十文字、仲坪	
	3月14日（月）		宿坪、中郷、野上	
	3月15日（火）		都賀地域全域	
西方地域	2月16日（火）	真名子夢ホール	根子屋	
	2月17日（水）		岡、男丸	
	2月18日（木）		真上、向宿	反町
	2月19日（金）	西方公民館1階多目的室	田谷	居林
	2月22日（月）		下宿北	下宿南
	2月23日（火）		和久井、金井北	原、神塚
	2月24日（水）		弥八内	薬師堂、金井東
	2月25日（木）		金井新田	西金井
	2月26日（金）		古宿	峰
	2月29日（月）		元中部	柴西
	3月1日（火）		柴中	柴南
	3月2日（水）		小倉山下	宿裏町
	3月3日（木）		大沢田	中宿
	3月4日（金）		木の宮西	木の宮東
	3月7日（月）		栄町	金崎南、上組南
	3月8日（火）		上組東	上組北
	3月9日（水）		西方地域全域	
	3月10日（木）		西方地域全域	
	3月11日（金）		西方地域全域	
	3月14日（月）		西方地域全域	
	3月15日（火）		西方地域全域	
岩舟地域	2月16日（火）	岩舟総合支所　会議室棟2階　第3会議室	五十畑、中ノ島	鶴巻、和泉日立
	2月17日（水）		和泉第一	和泉第二・第三
	2月18日（木）		静和駅前一	古橋北・南
	2月19日（金）		静和駅前第二・第三	林中原、赤羽根学校前
	2月22日（月）		赤塚、岸内、三ツ谷	鯉ケ島、芝宮
	2月23日（火）		水掛、いすゞ、三八五、向	曲新田、本郷、上サ
	2月24日（水）		五斗内、新区	鷲巣、山ノ腰東・西
	2月25日（木）		馬宿東	馬宿西
	2月26日（金）		宿下東・西・中宿下東六反	宿上東・西茂呂本郷東・西
	2月29日（月）		岩舟地域全域	
	3月1日（火）		茂呂新田・東坪	中久保、御門茂呂八郎士、栄町
	3月2日（水）		羽抜新田・社口羽抜本郷	下津原新田上
	3月3日（木）		下津原宿・新田下	下津原法花中央一・中央
	3月4日（金）		下津原原・手洗窪	下津原上、畳岡宿坪
	3月7日（月）		畳岡本明・宮前	新里宿・北中妻
	3月8日（火）		新里荒屋敷	古江第一・第二・第三
	3月9日（水）		三谷中・西	三谷東、下岡上岡
	3月10日（木）		小名路、にしね	西耕地、石橋上耕地
	3月11日（金）		中妻、田代	山中、羽田
	3月14日（月）		岩舟地域全域	
	3月15日（火）		岩舟地域全域	

※通常時間に来場できない方のため、次の期日は市県民税の申告を18時30分まで延長して受け付けます
栃木地域▼3月10日(木)・11日(金)　大平地域▼3月2日(水)・3日(木)　藤岡地域▼3月8日(火)・9日(水)　都賀地域▼2月29日(月)・3月1日(火)　西方地域▼2月25日(木)・26日(金)　岩舟地域▼3月4日(金)・7日(月)